

令和6年度第1回藤井寺市都市計画審議会 全体構想に対する主な意見・ご指摘とその対応について

No.	主なご意見・ご指摘	ご意見・ご指摘への対応
1	・p52「⑥円滑な移動を支える公共交通の機能の維持・充実」で「新たな交通システムの導入」とあるが、具体的にどのような公共交通システムを導入しようとしているのか示されていない。(木下委員)	・公共交通検討会議では、具体的なシステムの仕組みについて議論が進んでいません。会議の進捗状況を把握し、適切に都市計画審議会に情報共有します。(前回都計審で回答済)
2	・全体構想検討資料 p45 の都市構造図には、新たな公共交通システムに関し、都市拠点や健康文化拠点をつなぐような市内を循環する交通システムを明記する必要がある。(木下委員) ・P52「円滑な移動を支える公共交通の機能の維持・充実」の市内循環バスの件についても「推進していく」と明記してはどうか。(加我会長) ・(「新たな公共交通システムの導入」については) 10年間を目標とした都市計画マスタープランのため、今の進捗状況に限らず、「新たな公共交通システム等を活用した円滑な移動を推進していきます」など目標を明記する必要がある。(加我会長)	・拠点を結ぶ公共交通システムについては、今年度から検討を進めている立地適正化計画の中で取り扱う予定です。(回答済) ・新たな公共交通システムにおいてどのようなネットワークを構築するのか未定なので現時点では都市構造図への記載は見送ります。 ・p52「円滑な移動を支える公共交通の機能の維持・充実」において、加我会長の指摘どおり「新たな公共交通システム等を活用した誰もが円滑に移動できる環境づくりを推進します。」という大きな方向性を記載しました。
3	・全体構想検討資料 p54「②公園・みどりの方針」に「子どもの遊び」とひとくくりにされているが、アンケートでボール遊びができる公園が少ないという自由意見が多い点を踏まえると、ボール遊びができる公園やエリアの整備が必要だと思う。(木下委員) ・アンケートは回答者の60%が50歳以上の意見であり、自由意見400件の中で30件は公園、70件が道路についての意見であることを踏まえると、若者の回答が少ない中、公園や道路に関する意見の割合が多いと思えるが、これらの若者の意見が十分汲みとっていないではないか。また、自由意見では、子どもの遊び場を求める意見が多いため、子どもの遊び場に関して今後検討していく必要がある。市全体として子どもの遊び場をどうしていくかについての方針を明記する必要がある。(横山委員) ・「子どもの健康増進に向けた公園の利活用」、「公園による子どもの健康	・p54「①身近なみどり空間の維持管理と活用」に「特に子どもの健全な成長を支える公園の利活用や公園以外のオープンスペースの確保・利活用を図ります。」と追記しました。

No.	主なご意見・ご指摘	ご意見・ご指摘への対応
	増進を推進していきます」などを明記してはどうか。(加我会長)	
4	・市民意識調査結果 p64 以降に年齢別集計、地域別集計の結果があり、30～49 歳を子供世帯として着目し、「子どもの健やかな暮らし」という観点で、意見や考え等あれば、計画に反映していただきたい。(加我会長)	・市民意識調査によると、子供世帯では商業施設や子育て施設、スポーツ・レクリエーション施設のニーズが高いことを踏まえ、以下の方針を位置付けています。 ・p59：鉄道駅周辺の拠点形成（藤井寺駅周辺の既存の商業・業務機能に加え広域商業機能の誘導、土師ノ里駅周辺・道明寺駅周辺の地域住民の生活を支える商業・生活支援機能や公共公益機能等の維持） ・P44：市民総合体育館周辺をスポーツ、文化機能が集積する健康・文化拠点として位置づけ機能強化を図る ・また、公園関連以外の子ども・子育て世代向けの方針も以下のとおり位置付けています。 ○p52 ⑥円滑な移動を支える公共交通の機能の維持・充実 ・バス路線網を補完する交通手段として、高齢者や障害のある方、子育て世代などの利便性向上にむけて、引き続き公共施設循環バス（コミュニティバス）の適切な運営のあり方について検討を行います。 ○p54 ①身近なみどり空間の維持管理と活用 ・学校教育やコミュニティ活動における身近なみどりや環境、生物多様性等について学ぶ環境学習等の取組など、さまざまな場面で本市のみどりを意識できる取組を進め、まちの理解と愛着を深めるまちづくりに取り組みます。 ○p5 6④地域等と協働・共創した歴史・文化・みどりによる魅力づくり ・学校教育やコミュニティ活動における歴史文化資源の活用の取組

No.	主なご意見・ご指摘	ご意見・ご指摘への対応
		など、さまざまな場面で本市の歴史・文化を意識できる取組を進め、まちの理解と愛着を深めるまちづくりに取り組みます。 ○p57 ①教育・保育施設の充実 ・地域の中心施設であり、かつ災害時における指定避難所である小学校や中学校については、藤井寺市立学校施設等整備実行計画に基づき、より良い学習環境の整備に向けて適切な維持管理、計画的な改修を行います。 ・市立幼稚園・保育所については、利用ニーズの経過観察や専門的な審議・検討を踏まえつつ、質の高い幼児教育・保育の実現、施設の老朽化対策等に向けて、あり方の検討を行います。 ・その他教育施設については、施設の多機能化（集約化・複合化）や他施設への機能の移転の検討を行います。 ○p59 （１）基本的な考え方 ・住宅地においては、暮らしの中に安全・安心とゆとりを感じられる居住の場を創造します。増加する空き家の活用を図りながら、多様化する居住ニーズに対応した住宅供給や高齢者や障害のある人、子育て世帯にも配慮した安全で快適な住環境の整備を図ります。 ○p59 ③福祉のまちづくりの推進 ・特に、駅周辺については、主に人が多く利用する場所を中心に事業者やまちづくり団体等と連携しながら、高齢者や障害のある方、児童等に加え、観光客といった来街者等にとっても使いやすい、ユニバーサルデザインの考え方に即した整備方策等の方針検討を進めます。
5	・全体構想検討資料 p39「3 災害に強く、強靱な都市づくり」に「防犯力の強化」とあるが、どのように施策に反映されているか。（常元委員）	・「5. 市街地及び住環境形成の方針」の中で、防犯に関する方針を記載しました。

No.	主なご意見・ご指摘	ご意見・ご指摘への対応
	・全体構想検討資料 p39「災害に強く、強靱な都市づくり」について、「防犯力」も扱うかどうか。また、これに対応する方針を、第5章「分野別都市づくりの方針」のどこに記載すべきか検討していただきたい。(加我会長)	○p60 ⑦防犯性の高い空間づくりと地域の防犯力の向上 ・道路における照明の設置や公園における死角のない空間づくりなど公共空間における防犯性の高い空間づくりに努めます。 ・通学時における児童生徒の安全を確保するため、通学路の自動車通行箇所と歩行箇所の区分や、危険箇所の改善に加え、道路の適切な維持管理や防犯カメラを設置する地区に対する補助等、防犯環境の充実に努めます。 ・住民の防犯意識の向上に向けて、地域パトロールの実施など地域コミュニティにおける活動促進を図ります。 (p51 ③安全で快適な暮らしを支える道路整備の中で「防犯カメラを設置する地区に対する補助等、防犯環境の充実に努めます」を記載していましたが、これを上記⑦に含む形にしました。)
6	・現在、社会全体としては公園が充足しているが、藤井寺市では充実していないため、質的だけでなく、量的にそもそも少ないことを認識して公園を整備していく必要がある。 ・これまでは、市街地整備に伴って公園を確保してきたが、今後、大きく市街地整備が動かない状況の中で、どのように公園を確保していくのか、使い方をどうするのか、について検討する必要がある。(加我会長)	・現時点での案では、公園・緑地について保全、維持管理、活用すると記載しています。 ・新たな整備については、その実現可能性を考慮し記載しません。
7	・近年開設した集合住宅前の「ふじみ緑地」の支援等についても検討していただきたい。(加我会長)	・地域別構想において、「津堂城山古墳・ふじみ緑地における子どもが使いやすい環境整備」を記載しています。
8	・他市の事例で子育て世帯が近所の素敵な公園を紹介するという取組があるので、そのような事例も参考にしていきたい。(加我会長)	・今後の市の PR 手法に関する提言として承ります。
9	・社会的にバスや鉄道は撤退の傾向があり、藤井寺市では踏切が多いなど交通面の問題がある。また、駅周辺は 50 年ほど前から変わっていないため、今後大きく整備していく必要がある。(上田委員)	・安全で円滑な交通体系の実現に向けた方針を記載しており、指摘された内容についてもひととおり記載済みです。(藤井寺駅北側の魅力的な通りの空間形成、藤井寺駅南の交通問題の解消に向けた府道及

No.	主なご意見・ご指摘	ご意見・ご指摘への対応
	・そもそも市の方向性の検討が必要である。都市計画マスタープランに位置付けないと整備が進まない。（横山委員） ・障害物が多いため、円滑な交通の流れなど解決に向けて検討すべき。（上田委員） ・全体構想検討資料 p50（2）交通の方針について、現状の複雑な交通状況を変えていくべきであり、それに関する交通の方針を記載する必要がある。（上田委員）	び交通広場のあり方検討、渋滞緩和のためのボトルネックの解消など）
10	・都市計画マスタープランは、総合計画に基づいた都市計画部門の基本計画のため、総合計画との整合を図る必要がある。そのため、事務局で総合計画での方向性を確認し、整理していただけると良い。（岡田委員）	・今回の計画案が総合計画に位置付けられた施策と整合しているかをチェックし、問題ないことを確認しました。 ・また、総合計画の担当課も都市マス案の内容が適切かどうか確認しています。
11	・全体構想検討資料 p50（2）交通の方針「①広域ネットワークを形成する幹線道路の整備促進」で①（都）八尾富田林線②（都）小山松原線③（都）川北柏原線の整備について、全て大阪府が実施主体となって取り組むとなっているが、大阪府の計画に②（都）小山松原線は位置付けられておらず、府と考え方が異なる。そのため、今後府に事業化を要望していきたいなど考えがあれば、市は何に取り組んでいくのかを教えていただきたい。（岡田委員）	・記載に誤りがあり、①（都）八尾富田林線③（都）川北柏原線に関しては大阪府が実施主体、②（都）小山松原線は市が実施主体となって取り組んでいきます。記載については、訂正しました。（前回都計審で回答済）
12	・全体構想検討資料 p49 土地利用の方針図「商業・業務ゾーン」が藤井寺駅周辺、道明寺駅周辺、土師ノ里駅周辺にあり、全体構想検討資料 p59「①鉄道周辺の拠点形成」で「商業機能の集積」が記載されているが、藤井寺市の 3 つの玄関口で形成されている商店街の経営を守っていくことも踏まえて大型店舗の誘致を検討する必要がある。（木下委員）	・商業機能も含めて都市機能の配置のあり方については、立地適正化計画の中で詳細に検討していくことから、ご指摘の内容は立地適正化計画の検討の中で参考にさせていただきます。
14	・全体構想検討資料 p65「誰もが移動しやすい暮らし」について、どこにお住まいであっても快適に移動できる環境を整備する必要があるため、	・ご指摘のとおり反映させました。

No.	主なご意見・ご指摘	ご意見・ご指摘への対応
	「市民は」の後に「どこに住んでいても」と追記してはどうか。(木下委員)	
以下、佐久間委員のご意見・ご指摘と対応		
15	・土地利用関係の項目の中で調整区域を市区に編入することについて、明確に位置付けてみてはどうか。	・津堂小山地区については市街地（市街化区域）の一つである住工共存ゾーンとして位置付けます。
16	・P. 47 辺りで市区編入の内容を書いてみてはどうか、または、地域別構想の中で位置付けてみてはどうか。	・川北地区については導入する都市計画手法が流動的であることから、現時点で市区編入の位置づけは行いません。
17	・藤井寺市の人口減少や人口構成が課題である。	・P6（2）課題において人口に関する課題を記載しています。
18	・まちづくりの方針を記載する際は、住宅市街地の更新について、記載できればよいのではないか。（住宅都市、花苑都市、古墳と調和した都市など）	・以下の方針において住宅地、市街地形成の方針を記載しており、良好な住環境目指す中で住宅市街地が適切に更新されていくものと考えます。 ・P47①～③の住居系ゾーン ・P56①歴史・文化を重視した市街地の誘導 ・P60⑤魅力ある市街地景観（住宅地など）や道路景観の創出、育成 ・P60⑥良好な住環境づくりの推進
19	・人口構成の対策としては、子育て世帯向けの対策が重要である。	・No.4 のとおり、子育て世代向けの方針を記載しています。
20	・現状、形成されている市街地の継続性のためにも空き家対策等が重要である。	・P60 ⑥良好な住環境づくりの推進において空き家対策を記載しています。
21	・一低専の高級住宅街が維持・更新されていくのかという課題もある。	・P47 ①低層住宅専用ゾーンにおいて、ゆとりある良好な住環境の維持・向上、古墳群との景観の調和に配慮した住宅地の形成を位置付けており、住宅地としての魅力向上によって新規居住者の誘導も含めた適切な維持・更新を図りたいと考えます。
22	・また、一低専の周辺に広がっている利便性が比較的高い住宅環境の更新についても住宅地がスムーズに次世代にバトンタッチできるような環境づくりも必要ではないか。	・P47 では土地利用、P59、60 では安心・安全、福祉、景観形成、空き家対策などの観点から良好な住環境形成の方針を位置付けており、住宅地としての魅力を高めることで若い世代の誘導、住宅地の更

No.	主なご意見・ご指摘	ご意見・ご指摘への対応
23	・団塊の世代が保有する不動産のスムーズな更新が必要になってくる。	新を図っていきたいと考えます。
24	・特に RESAS（地域経済分析システム）では、30代～40代の世代の方が藤井寺市に帰ってきているというデータもあり、その受け皿としては一低専よりもその周辺の住宅街のほうが役割も大きいのではないか。	
25	・近居支援等、空き家の利用、中高住宅の利用といった施策も必要なのではないか。	
26	・施策とのセットで記載があるならばなおよいと思うが、第8章として記載するならばこのままでもよいのではないか。	・第8章として記載します。 ・記載内容と見せ方については再検討します。
27	・P.41の将来推計人口をP.2には「おおむね20年先のまちの姿を見据えながら・・・」と記載があるので、20年後の2045年まで掲載してはどうか。	・ご指摘どおり2045年まで掲載しました。
28	・P.42の図上にある大阪市の丸の中にA機能、B機能とあるが、具体的な機能の名称を記載してはどうか。	・ここでは様々な都市機能について連携・補完していくという考え方を表現することが目的であるため、具体の機能は記載しないこととします。 ・周辺市との都市機能連携に関する具体的な中身については、立地適正化計画の中で検討します。
29	・P.47の①低層住宅専用ゾーンの2つ目の・の記載内容は低層ゾーンであるため不要ではないか。	・「古墳群に近接した区域では、景観地区等を適切に運用し、・・・」に修正します。 ・また、②中低層住宅専用ゾーン、③一般住宅ゾーンにおいては、「古墳群に近接した区域では、高度地区や景観地区等を適切に運用し、・・・」に修正しました。
30	・P.42に記載のある「広域生活圏」とP.50の「①広域ネットワークを形成する幹線道路の整備促進」については、「広域生活圏」という文言を用いてリンクさせるほうがよいのではないか。	・広域生活圏は圏域の範囲（面的なもの）、広域ネットワークは交通の連携網（線的なものの集まり）を示すこと、また幹線道路網は生活以外の機能連携（防災や産業など）も含むことから、現状どおりとします。

No.	主なご意見・ご指摘	ご意見・ご指摘への対応
31	・P. 61 の③老朽建築物等が密集する市街地の改善の一つ目の・の「準防火地域の運用により」を「準防火地域の運用を引き続き行うことにより」のほうがわかりやすいのではないかと。	・ご指摘どおり修正しました。